



2025 年 4 月

テクノロジー法ニュースレター No. 62

米国最新法律情報 No. 146

<AI Update> 米国 AI 規制の現在地 ー連邦及び州レベルによる規制の最新動向ー

弁護士 殿村 桂司

弁護士 松崎 由晃

はじめに

AI の急速な発展に伴い、主要な AI 企業の多くが本拠を置き AI の活用が進む米国においても、その規制のあり方が喫緊の政策課題となっています。特に生成 AI や AI エージェントの急速な発展に伴う新たなリスクへの対応が求められる一方、DeepSeek をはじめとする中国企業による高性能 AI モデルの台頭により、米国の AI 競争力確保と国家安全保障への配慮という 2 つの政策課題がより顕在化しています。

このような状況のもと、ドナルド・トランプ大統領は就任初日の 2025 年 1 月 20 日に「Executive Order 14148: Initial Rescissions of Harmful Executive Orders and Actions」（有害な大統領令及び措置の初期的撤回、以下「大統領令 14148」）¹を発出し、バイデン前政権が発出した「Executive Order 14110: Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence」（人工知能の安全・安心・信頼できる開発と利用に関する大統領令、以下「大統領令 14110」）²を含む 78 の大統領令及び大統領覚書（Memorandum）を撤回しました³。

2025 年に入って大統領令による連邦レベルの AI 政策の方針転換が示される一方で、州レベルにおいては 2023 年頃から AI 規制法案が急速に増加しています。2023 年には 191 件の法案が提出されましたが、2024 年には 693 件の法案が 45 州で審議され、そのうち 113 件が成立に至ったと報じられています⁴。もっとも、特に AI への包括的な規制（包括的 AI 規制法）については、コロラド州で 2024 年 5 月 17 日に初の包括的 AI 規制法が成立した一方、カリフォルニア州及びバージニア州では州知事の拒否権行使により成立に至りませんでした。このような状況は、州ごとの政策方針及び経済的優先事項の違いや、イノベーション促進と消費者保護のバランスをめぐる議論を反映した複雑な立法環境を示しています。

¹ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/initial-rescissions-of-harmful-executive-orders-and-actions/>

² <https://www.federalregister.gov/documents/2023/11/01/2023-24283/safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence>

³ なお、大統領令 14148 において、前政権が発出した大統領令等のうち追加で撤回すべきものと、アメリカの繁栄を増進するための代替案のリストを 45 日以内に提出することが指示されていたところ、2025 年 3 月 15 日には追加の 19 の大統領令及び大統領覚書を撤回する第二弾の大統領令が発出されています。

⁴ 米国の IT 業界団体である Business Software Alliance の報告によります（<https://techpost.bsa.org/2024/10/22/2024-state-summary-on-ai/>）。

米国における AI 規制のアプローチは、連邦レベルの政策動向のみに着目すると、現時点においては、ソフトウェアと既存法ないし共同規制を組み合わせたハイブリッドモデルを採用していると考えられます。しかし、州レベルにおいては、このようなアプローチに加えて、AI による個別のリスクを対象とする州法による「パッチワーク規制」が急速に形成されつつあります。この状況は米国のプライバシー関連法とも類似しており、米国全体で見ると、より複雑な規制環境が生じています。

連邦レベルの規制動向

1. トランプ大統領の発出した大統領令の連邦 AI 政策への影響

(1) バイデン前政権時代の施策の見直し

トランプ大統領が 2025 年 1 月 20 日に発出した大統領令 14148 により、バイデン前政権の大統領令 14110 を撤回したことで、大統領令 14110 に基づく AI 政策を大きく変更する方針が示されました。

また、続く 1 月 23 日には、大統領令 14110 の代替として位置づけられる「Executive Order 14179: Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence」（人工知能におけるアメリカのリーダーシップに対する障壁の除去、以下「大統領令 14179」）⁵を発出しました。大統領令 14179 は、AI 政策を経済競争力と国家安全保障の問題として明確に位置づけ、AI によるイノベーションを促進し、イノベーションに対する政府の規制上の障壁や管理を排除することを示しています。

大統領令 14148 は、大統領令 14110 に基づいて取られた連邦政府のすべての行動を見直し、「必要に応じてそのような行動を撤回、置換、又は修正するためのすべての必要な措置を講じる」よう国内政策会議（DPC）及び国家経済会議（NEC）に指示しており、大統領令 14179 も、大統領令 14110 に基づいて実施された規則や命令等を含む政策を見直し、米国の AI 分野での優位性（dominance）の維持・強化という新たな政策目標と一致しないものや障害となるものを特定するよう指示しています。

また、大統領令 14148 は、バイデン前政権時代の AI 政策をすべて否定するものではなく、例えば、連邦政府の施設に高度な AI インフラを設置し AI 技術のリーダーシップを維持する方針を示した大統領令⁶は撤回の対象になっていません。

(2) 行政管理予算局（OMB）による新たなガイダンスメモの発行

大統領令 14179 は、上記のような政策の見直しにおいて、特に行政管理予算局（OMB）に対して、バイデン政権下で発行された連邦政府機関向けの AI の利用及び調達に関するガイダンスメモ（M-24-10⁷及び M-24-18⁸、以下「旧ガイダンスメモ」）を修正し、新たな政策と一致させるよう指示していました。

これを受けて OMB は、2025 年 4 月 3 日、旧ガイダンスメモを置き換える 2 つのガイダンスメモ（M-25-21⁹及び M-25-22¹⁰、以下「新ガイダンスメモ」）を発表しました。新ガイダンスメモは、旧ガイダンスメモの内容を一部維持していますが、大きく以下の点において変更がなされています。

⁵ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/removing-barriers-to-american-leadership-in-artificial-intelligence/>

⁶ Executive Order 14141: Advancing United States Leadership in Artificial Intelligence Infrastructure
(<https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/17/2025-01395/advancing-united-states-leadership-in-artificial-intelligence-infrastructure>)

⁷ <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2024/03/M-24-10-Advancing-Governance-Innovation-and-Risk-Management-for-Agency-Use-of-Artificial-Intelligence.pdf>

⁸ <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2024/10/M-24-18-AI-Acquisition-Memorandum.pdf>

⁹ <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/02/M-25-21-Accelerating-Federal-Use-of-AI-through-Innovation-Governance-and-Public-Trust.pdf>

¹⁰ <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/02/M-25-22-Driving-Efficient-Acquisition-of-Artificial-Intelligence-in-Government.pdf>

新たな政策と整合した記述	新ガイダンスメモは、米国の AI 政策を「前向きで、イノベーションを促進する考え方」に移行させ、政府機関をより「効率的かつ効果的」にすることを目指しています。また、米国製品の購入を奨励し、米国内で開発・生産された AI 製品・サービスの利用を最大化するよう求めており、各機関に対して調達活動において「米国の AI 市場に投資」するよう促しています。
リスク管理要件の削減	新ガイダンスメモでは、旧ガイダンスメモに含まれていた、①AI の公平性や公正性への影響を評価し、アルゴリズムによる差別のリスクを特定・緩和すること、②差別的な結果が生じる場合は、そのリスクを緩和し、緩和できない場合は AI の利用を中止すること、③AI による判断で不利益な決定が下された場合、個人に通知し、速やかな人による再審査や異議申立ての機会を提供すること、④AI による意思決定からオプトアウトし、人による判断を選択できる仕組みを提供すること等の追加要件が削除又は大幅に緩和されました。
NIST 基準の位置づけの変更	新ガイダンスメモからは、NIST（National Institute of Standards and Technology）の AI リスク管理フレームワーク（AI Risk Management Framework）やその基準への言及が削除されました。旧ガイダンスメモが NIST の基準採用を推奨していたのに対し、新ガイダンスメモは各機関に「独自のプラクティス開発」を奨励しており、トランプ政権下での NIST の位置づけの変更や各機関の裁量拡大が示唆されています。

これらのガイダンスメモは連邦政府機関を直接の対象としていますが、連邦政府による AI 調達要件を規定するものであるため、その影響は民間セクターにも及ぶ可能性があります。AI 製品・サービスを提供する企業にとって連邦政府は重要な顧客であり、これらの新たな契約要件や調達基準への適応が必要となることが予想されます。こうした政府調達の変化は、結果として AI 業界全体の標準やベストプラクティスの形成にも影響を与える可能性があります。

(3) 商務省規則案への影響

商務省産業安全保障局（BIS）は、バイデン前政権時代の 2024 年 9 月 9 日、大統領令 14110 に基づきデュアルユース基盤モデル¹¹を開発する企業にレッドチーミング¹²の情報を含む特定の情報の報告を義務付ける規則案¹³を公表していました。また、AI 開発者及びクラウドサービスプロバイダーに対してサイバーセキュリティ関連情報の報告義務を課す規則案¹⁴も同日付で公表していました。トランプ政権への移行後に当該規則案に関する新たな動きは見受けられないものの、大統領令 14148 による大統領令 14110 の撤回により、これらの規則案はトランプ政権の方針に沿って修正されるか撤回される可能性が高いと考えられます。

2025 年 1 月 13 日、BIS は、「Framework for Artificial Intelligence Diffusion」（AI 拡散フレームワーク）¹⁵を発行しました。この規則は米国の国家安全保障及び外交政策上の利益を守るために策定され、高度な計算集積回路（IC）や AI モデルの国際的な拡散を管理するための輸出管理規則の改正を含むものです。バイデン政権は退任前にトランプ次期政権とこの規則について協議したとされ、超党派的な支持を得ているとの指摘もあることから、現トランプ政権の政策とも一定程度合致する可能性があります。しかしながら、大統領令 14179 に基づく見直しの対象となる可能性も排除できず、今後の動向を注視する必要があります。なお、この規則は、発行日（2025 年 1 月 13 日）付で発効したものの、遵守義務に関しては 2025 年 5 月 15 日まで延期されています。

¹¹ 広範なデータで訓練され、自己教師あり学習を使用し、数百億以上のパラメータを持ち、幅広い文脈に適用可能で、安全保障、国家経済安全保障、国民の公衆衛生又は安全に深刻なリスクをもたらす可能性のある AI モデル

¹² AI システムの脆弱性や制限を特定するためのセキュリティテスト

¹³ <https://www.federalregister.gov/documents/2024/09/11/2024-20529/establishment-of-reporting-requirements-for-the-development-of-advanced-artificial-intelligence>

¹⁴ <https://www.federalregister.gov/documents/2024/09/11/2024-20529/establishment-of-reporting-requirements-for-the-development-of-advanced-artificial-intelligence>

¹⁵ <https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/15/2025-00636/framework-for-artificial-intelligence-diffusion>

(4) 今後の動向

トランプ大統領は、大統領令 14179 において、大統領科学技術補佐官等の関係者に対して 180 日以内に「米国の AI 分野での優位性 (dominance) を維持・強化する」という政策目標を達成するための具体的な計画を示す「AI アクションプラン」を策定するよう指示しており、ホワイトハウス科学技術政策局 (OSTP) は 2025 年 2 月 6 日付で AI アクションプランの策定に向けた情報提供要請 (Request for Information、RFI) ¹⁶を公表しています。この RFI に対しては締切までに 8,755 件のコメントが寄せられており、2025 年 7 月 22 日までにコメントを踏まえた AI アクションプランが発表される予定です。

2. 連邦議会における AI 規制立法の動向

連邦議会での AI 規制法の立法は超党派の関心事項となっているものの、包括的 AI 規制の立法には政治的合意形成の困難さが存在します。米国下院の超党派 AI タスクフォースが 2024 年 12 月 17 日に公表し、現トランプ政権下の連邦議会における AI 政策の出発点として位置づけられている報告書 ¹⁷は、米国の AI イノベーションにおけるリーダーシップを維持しながら適切な保護措置を検討する指針となっており、単一の包括的規制よりも各分野の特性を考慮した分野別かつ段階的な政策立案を推奨しています。

連邦議会における直近の動向として、2025 年 2 月 12 日に米国上院が「TAKE IT DOWN 法案」(S.146) ¹⁸を全会一致で可決し、2025 年 4 月 8 日に下院エネルギー商業委員会を通過しています ¹⁹。この法案は AI 生成技術を使用したディープフェイクを含む非合意の親密画像の公開を犯罪と規定し、ソーシャルメディアプラットフォーム等のウェブサイト運営者に対して 48 時間以内にそのようなコンテンツを削除することを義務付けています。

現在の第 119 議会においては、少なくとも 13 の AI 関連法案が提出されていますが、包括的 AI 規制を提案する法案は現時点で提出されていません。提出されている法案は、例えば、中国との AI 技術の輸出入を禁止する法案 ²⁰や、生物・化学兵器開発に関連する AI 誤用のリスクに対処するための戦略策定を求める法案 ²¹等、特定の問題に焦点を当てたものとなっています。

これらの動向から、連邦レベルでは有害コンテンツ対策や国家安全保障関連等の特定のリスクや政策課題に焦点を当てた限定的な規制が先行して成立する可能性が高いと考えられます。

3. AI に関する主な連邦法執行機関の動向

(1) 連邦取引委員会 (FTC) の執行方針

連邦取引委員会 (FTC) は、AI に関して「不公正又は欺瞞的な行為又は慣行」(FTC 法 5 条)に基づく積極的な執行を展開してきました。2024 年 9 月 25 日には「Operation AI Comply」²²を開始し、AI を活用した不公正・欺瞞的な行為に対する取り締まりを強化しました。この一環として、人間の弁護士と同等の法的サービスを提供すると虚偽宣伝した AI 法律サービス提供会社、AI を活用した収益化を誇大広告したビジネス機会提供業者複数社、虚偽のレビュー生成サービスを提供した AI 文章作成サービス会社、未検証の AI 収益化主張で 1,590 万ドル以上の消費者被害を引き起こした企業に対して告発を含む措置を行いました。また、FTC は「アルゴリズムの巻き戻し (algorithmic disgorgement)」という救済措置も適用するようになり、顔認識技術関連の複数事例において、不

¹⁶ 「Public Comment Invited on Artificial Intelligence Action Plan」

(<https://www.federalregister.gov/documents/2025/02/06/2025-02305/request-for-information-on-the-development-of-an-artificial-intelligence-ai-action-plan>) この RFI では特に、データセンター、ハードウェアとチップ、オープンソース開発、調達等のトピックが関心事項として挙げられています。

¹⁷ House Bipartisan Task Force on Artificial Intelligence Delivers Report (<https://science.house.gov/2024/12/house-bipartisan-task-force-on-artificial-intelligence-delivers-report>)

¹⁸ <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/146>

¹⁹ <https://www.commerce.senate.gov/2025/4/sens-cruz-and-klobuchar-s-bipartisan-take-it-down-act-clears-house-committee>

²⁰ 「Decoupling America's Artificial Intelligence Capabilities from China Act of 2025」(S.321)

²¹ 「Strategy for Public Health Preparedness and Response to Artificial Intelligence Threats Act」(S.501)

²² <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2024/09/ftc-announces-crackdown-deceptive-ai-claims-schemes>

適切に収集したデータ及びそれに基づくアルゴリズムの削除を命じています²³。

他方で、第二期トランプ政権下での FTC の AI に関する積極的な執行方針には転換が見られることが指摘されています。新 FTC 委員長のアンドリュー・ファーガソンは、「既存の法律を、AI が関与する場合も関与しない場合と同様に違法行為に対して執行することに限定すべき」と主張し、AI に対する過度な規制に慎重な姿勢を示しています。AI に関する明白な誇大広告や虚偽表示に対しては引き続き厳格な姿勢を維持していることから、積極的に執行範囲を拡大するというよりは、AI を利用した詐欺的行為や明白な誇大広告及び虚偽表示等、従来型の消費者保護の枠内での執行に重点を置くことが予想されます。

(2) 平等雇用機会委員会 (EEOC) の対応

平等雇用機会委員会 (EEOC) は、公民権法や米国障害者法 (ADA) 等連邦差別禁止法の執行機関として、雇用における AI の使用に関する重要な監視・執行機能を担ってきました。EEOC は 2023 年、ある企業の採用ソフトウェアが高齢の求職者を自動的に拒否したとする職場での AI の差別的使用に関する初の訴訟において和解金の支払いに合意しました²⁴。また、別の訴訟では、AI を使用した採用選考ツールを提供したソフトウェアベンダーにも差別に対する責任を課すべきだとする主張をする等、積極的な姿勢をとってきました²⁵。

他方で、トランプ政権の発足に伴い、EEOC は、2025 年 1 月 27 日にウェブサイトから主要な AI 関連ガイダンスを削除しました。これらは雇用主が AI を雇用決定に使用する際の連邦差別禁止法の適用方法を説明したものでした。この削除が EEOC の執行姿勢の実質的な変更を意味するのかは現時点では明確ではありません。AI に関する EEOC の実際の執行姿勢にどのような変化が生じるかについては、今後の動向を注視する必要があります。

州レベルの規制動向

1. 州レベルにおける立法動向の概観

連邦政府が主に既存の連邦機関による監督や共同規制及び業界自主規制の促進、非拘束的ガイドラインの発行といったアプローチを優先してきた一方で、州レベルでは AI 関連法案の提出が急増しています。当初は AI 関連の予算措置や組織の設立根拠法、研究開発等への振興策が中心でしたが、AI に関わる事業者に実質的な義務を課す規制法案が顕著に増加しています。規制アプローチも多様化しており、コロラド州に代表される包括的 AI 法に加え、金融・医療・教育等の分野別、雇用差別禁止や消費者保護を目的とした AI 透明性義務や自動意思決定に関する権利保障等テーマ別の個別 AI 規制法の導入、そして既存のプライバシー法改正又は新規制定による AI 規制の組み込みといったアプローチが見られます。州ごとの動向を見ると、かつてプライバシー法制でも先駆的役割を果たしたカリフォルニア州をはじめ、コロラド州、バージニア州、コネチカット州等が包括的 AI 規制や個別の AI 規制法案の議論を積極的に進めています。プライバシー法と同様に、AI 規制においても州法のパッチワーク化が進行しており、州ごとに異なる法的要件への対応を求められる複雑な状況が生じることが懸念されています。

2. 包括的 AI 規制法の成立状況と動向

(1) コロラド州

包括的 AI 規制法として現在成立しているのは、2024 年 5 月 17 日にコロラド州で制定された「コロラド反差別 AI 法 (ADAI)」(SB 24-205、いわゆるコロラド人工知能法)²⁶のみです²⁷。この法律は教育、雇用、金融、住宅、保険等の分野での「重大な決定 (consequential decision)」に影響を与えるハイリスク AI システムを対象と

²³ 例えば、Rite Aid に対する措置等があります (<https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2023/12/rite-aid-banned-using-ai-facial-recognition-after-ftc-says-retailer-deployed-technology-without>)

²⁴ *Equal Employment Opportunity Comm'n v. iTutorGroup, Inc.*, No. 1:22-cv-02565-PKC-PK (ED NY, August 9, 2023)

²⁵ *Mobley v. Workday, Inc.*, No. 23-cv-00770-RFL, 2024 U.S. LEXIS 126336 (N.D. Ca. July 12, 2024)

²⁶ https://leg.colorado.gov/sites/default/files/2024a_205_signed.pdf

²⁷ ユタ州では 2024 年に「Artificial Intelligence Policy Act (人工知能政策法)」が成立していますが、これは AI 特化型消費者保護法であり、厳密な意味での包括的 AI 規制法とは位置づけが異なると指摘されます。

しています。開発者とデプロイヤーの双方に「アルゴリズム差別 (algorithmic discrimination)」を防止するための合理的注意義務を課し、影響評価の実施、消費者への通知、不利な決定に対する説明と異議申立ての機会提供、ウェブサイトでのハイリスク AI システム使用の概要公開等を義務付けています。この法律は特定分野や用途に限定せず、AI システムの開発から利用までの全プロセスを対象とし、差別防止、透明性確保、説明責任等多面的な規制要件を設けているため「包括的」と評価されています。

(2) カリフォルニア州

コロラド州に続いて複数の州でも包括的 AI 規制法案が立法の最終段階まで進みましたが、成立には至りませんでした。カリフォルニア州では 2024 年 8 月 28 日に「最先端 AI システムのための安全で安心な技術革新法」(SB 1047)²⁸が州議会を通過したものの、同年 9 月 29 日にニューサム知事の拒否権行使により不成立となりました²⁹。この法案は、10 の 26 乗フロップス以上の計算能力で学習され、開発コストが 1 億ドル以上の AI モデルを対象として、安全評価の実施、リスク軽減戦略の策定、非常時にモデルを制御、停止、又は修正する能力（いわゆるキルスイッチ）等を義務付けるものでした。知事は拒否理由として、この法案が AI システムの使用環境（ハイリスク環境か否か）や意思決定への関与の重要性、機密データの使用有無等を考慮せず、単に規模の大きなシステムであれば基本的な機能にも厳格な基準を適用していることを挙げました。上記の要件から実質的に大規模な開発者のみを規制対象とするため、カリフォルニア州内に本拠を置く主要 AI 企業の開発競争力を削ぐ懸念があったものと考えられます。

(3) バージニア州

バージニア州でも 2025 年 2 月 20 日に「ハイリスク AI 開発者・デプロイヤー法」(HB 2094)³⁰が議会を通過しましたが、ヤングキン知事は翌月 3 月 24 日に拒否権を行使しました。この法案は教育、雇用、金融、医療、住宅等の分野で「重大な決定 (consequential decision)」に影響を与えるハイリスク AI システムを対象とし、開発者とデプロイヤー双方にリスク管理義務と透明性要件を課す包括的な内容でした。知事は拒否理由として、この法案が新規雇用創出、新規ビジネス投資誘致、革新的技術の利用可能性等バージニア州の経済に悪影響を及ぼすことを挙げました。これらの事例は、包括的規制を立法化する際の多様な利害関係者間の調整の難しさや、技術革新の促進とリスク管理、州の産業政策と消費者保護のバランスをどう図るかという政策課題を示しています。

(4) テキサス州及びその他の動向

その他の州でも包括的 AI 規制法の検討が進んでいますが、最新の動向では当初の提案から大幅な変更が見られます。テキサス州では当初、コロラド州法や EU AI 法をモデルとした「テキサス責任ある AI ガバナンス法」(HB 1709)³¹が提案されていましたが、2025 年 3 月に広範な反対を受けて大幅に改訂され(HB 149)³²、「アルゴリズム差別 (algorithmic discrimination)」の概念が削除される等、より限定的なアプローチに移行しています。既に成立したコロラド人工知能法に関しても、ポリス知事が法案に署名する際に「複雑なコンプライアンス体制」への懸念を表明しており、2026 年 2 月 1 日の施行前に定義の明確化や規制枠組みの見直しを議会に促しています。このように、州レベルでの包括的 AI 規制法は成立及び施行への道のりが依然として困難であり、その見通しは不透明と言えます。一旦成立した場合の他州への影響は大きい反面、その問題点を認識した上で異なるアプローチを模索する動きも見られるため、引き続き各州の動向を注視する必要があります。

3. 個別 AI 規制法

上記のように包括的 AI 規制法の成立が限られる中、多くの州では特定のリスク領域や産業分野を個別的に規制する法律（個別 AI 規制法）の制定が進んでいます。例えば、カリフォルニア州では、ニューサム知事が 2024 年

²⁸ https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB1047

²⁹ <https://www.gov.ca.gov/wp-content/uploads/2024/09/SB-1047-Veto-Message.pdf>

³⁰ <https://lis.virginia.gov/bill-details/20251/HB2094>

³¹ <https://capitol.texas.gov/BillLookup/History.aspx?LegSess=89R&Bill=HB1709>

³² <https://capitol.texas.gov/BillLookup/History.aspx?LegSess=89R&Bill=HB149>

に 17 の AI 関連法案に署名し、複数の個別 AI 規制法を成立させることで包括的 AI 規制法なしに実質的に幅広い規制体系を構築しています。各州における個別 AI 規制法の主な規制分野と具体例としては以下が挙げられます。

消費者保護法	ユタ州では 2024 年 3 月 13 日に全米初の AI 特化型消費者保護法である「ユタ人工知能ポリシー法 (UAIPA)」 ³³ が成立し、2024 年 5 月 1 日に施行されました。この法律は、企業に対して生成 AI を使用して消費者と対話する場合、消費者から質問されたときに、その人が AI と対話していることを明確かつ目立つように開示する義務を課し、また、消費者保護法違反について AI を理由とした責任回避を制限しています ³⁴ 。なお、2025 年 3 月末に本法律の改正が行われ、開示義務の範囲が狭められ、ハイリスク AI インタラクションに焦点を当てるよう変更されました ³⁵ 。この改正は 2025 年 5 月 7 日に発効する予定です。
透明性規制	カリフォルニア州では 2024 年 9 月 19 日に「カリフォルニア AI 透明性法」(SB 942) ³⁶ が成立しました。この法律は 2026 年 1 月 1 日から施行され、月間 100 万人以上の訪問者又はユーザーを持つ生成 AI システムの開発者や提供者を含む関係者に対し、無料の AI 検出ツールの提供、コンテンツが AI によって生成されたことの開示（明示的開示）、メタデータの含有（潜在的開示）等を義務付けています。 また、ワシントン州 (HB 1170) ³⁷ 、フロリダ州 (HB 369) ³⁸ 、イリノイ州 (SB 1929)、ニューメキシコ州 (HB 401) ³⁹ 等でも、生成 AI プロバイダーに AI 生成出力へのウォーターマーク付与や出所データの適用、無料の AI 検出ツールの提供等を義務付ける法案が検討されています。
チャットボット規制	透明性確保と消費者保護の観点から、ハワイ州 (HB 639/SB 640) ⁴⁰ 、イリノイ州 (HB 3021) ⁴¹ 、マサチューセッツ州 (SD 2223) ⁴² 、ニューヨーク州 (A222) ⁴³ 等では、チャットボットプロバイダーに対し、ユーザーが人間ではなく AI と対話していることを明示する通知や開示を義務付ける法案が検討されています。一部の法案では誤解を招く又は欺瞞的なチャットボットとのコミュニケーションに対するプロバイダーの責任に関する規定も含まれています。

³³ <https://le.utah.gov/~2024/bills/static/SB0149.html>

³⁴ なお、2025 年 3 月には、UIAPA の有効期限を 2027 年 7 月まで延長し、開示要件を「ハイリスク」な対話に限定する等の調整が行われました。

³⁵ 当初の UAIPA では、すべての規制対象ビジネス（州のライセンスや認証を必要とする職業）に対して、消費者とのやり取りの開始時に生成 AI の使用を目立つように開示することを義務付けていましたが、改正後は、「ハイリスク」AI インタラクションに該当する場合のみ、やり取りの開始時に目立つ開示が必要になります。なお、「ハイリスク」AI インタラクションとは、「機密性の高い個人情報」（金融データ、健康データ、生体認証データ等）の収集を伴う、かつ「重要な個人的決定を下すために合理的に依存する可能性がある」パーソナライズされた推奨事項やアドバイスの提供（金融、法律、医療、メンタルヘルスに関するアドバイスの提供を含む）を言います。

³⁶ https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB942

³⁷ <https://legiscan.com/WA/text/HB1170/id/3040604>

³⁸ <https://public.lobbytools.com/bills/67496>

³⁹ <https://legiscan.com/NM/text/HB401/id/3116399>

⁴⁰ <https://legiscan.com/HI/bill/HB639/2025>

⁴¹ <https://legiscan.com/IL/bill/HB3021/2025>

⁴² <https://legiscan.com/MA/bill/S2223/2023>

⁴³ <https://legiscan.com/NY/bill/A00222/2025>

AI 又は自動決定ツール（ADMT）の開発や使用に関する情報の開示規制	上記の透明性規制と関連して、カリフォルニア州では 2024 年 9 月 28 日に「トレーニングデータ開示法」（AB 2013）⁴⁴が成立し、2026 年 1 月 1 日から施行されます。この法律は 2022 年 1 月 1 日以降にリリースされた生成 AI システム又はサービスの開発者⁴⁵に対して、AI システムのトレーニングに使用されたデータセットに関する法所定の概要を含む情報をウェブサイト上で公開することを義務付けています。 また、複数の州において、医療、保険、雇用、金融等の特定分野における AI 又は自動決定ツール（ADMT）の使用を規制する法案が提出されています。例えば、マサチューセッツ州では、医療分野での AI 利用において、患者が AI の関与について十分な説明を受け同意する権利を明確にすることを義務づける法案（HD 3750）⁴⁶を審議しています。
雇用分野	イリノイ州では 2024 年 8 月 9 日に人権法改正法（HB 3773）⁴⁷が成立し、2026 年 1 月 1 日から雇用決定における AI 使用による差別を禁止する包括的な法律を施行する予定です。この法律は採用、昇進、解雇等の雇用決定全般に適用され、雇用主に対して AI 使用の通知義務を課しています。同州では、雇用主が ADMT を賃金設定に使用することを規制する法案（SB 2255）⁴⁸が新たに提出されています⁴⁹。 現在審議中のマサチューセッツ州「ディストピア的労働環境防止法案」（HB 1873）⁵⁰も、ADMT 導入前の労働者への通知と、システムに重大な更新や変更があった場合の追加通知を義務付ける内容となっています。 ワシントン州で検討中の法案（HB 1951）は、ADMT のデプロイヤーに対し、予見可能なリスクとセーフガードの評価を含む年次の影響評価の実施を求めています。
デジタルレプリカ	カリフォルニア州では 2024 年 9 月 17 日、個人の声や容姿の AI 生成デジタルレプリカの使用に関する契約が執行可能になるための要件として、使用目的の具体的説明を含めることを定めた法案（AB 2602）⁵¹が成立しました。また、同日付で、故人の声や容姿の AI 生成デジタルレプリカを制作・配布する際に遺産管理人又は遺族からの事前同意を義務付ける法案（AB 1836）⁵²が成立しています。 テネシー州では 2024 年 3 月 21 日に「肖像、声、画像セキュリティ保証法（ELVIS 法）」（HB 2091）⁵³が成立し、AI による無断の声の模倣を禁止することに加えて、個人の写真、声又は肖像を無許可で生成することを主な目的又は機能とするアルゴリズム等の提供等の行為を禁止しています。
AI データセンターとエネルギー規制	カリフォルニア（AB 222）⁵⁴やマサチューセッツ（HD 4192）⁵⁵等の州で、AI の開発に伴うエネルギー需要の増加や環境問題に対処するための AI 開発者の義務等を定めた法案が提出されています。これは AI 技術の環境影響という新たな規制側面を示しており、今後重要性が増すと予想される分野です。

上記の分野に加え、選挙でのディープフェイク規制、医療保険、政府の AI 利用等の分野でも AI 規制が進んでい

⁴⁴ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2013

⁴⁵ AI システム又はサービスを設計、コーディング、製造、又は大幅に修正する個人又は組織を指します。

⁴⁶ <https://trackbill.com/bill/massachusetts-house-docket-3750-an-act-relative-to-ai-health-communications-and-informed-patient-consent/2615568/>

⁴⁷ <https://ilga.gov/legislation/BillStatus.asp?GA=103&SessionID=112&DocTypeID=HB&DocNum=3773>

⁴⁸ <https://www.ilga.gov/legislation/BillStatus.asp?DocNum=2255&GAID=18&DocTypeID=SB&SessionID=114&GA=104>

⁴⁹ <https://legiscan.com/IL/bill/SB2255/2025>

⁵⁰ <https://legiscan.com/MA/text/H1873/id/2748239>

⁵¹ <https://legiscan.com/CA/text/AB2602/id/3021235>

⁵² <https://legiscan.com/CA/text/AB1836/id/2884620>

⁵³ <https://wapp.capitol.tn.gov/apps/BillInfo/default.aspx?BillNumber=HB2091&GA=113>

⁵⁴ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB222

⁵⁵ <https://trackbill.com/bill/massachusetts-house-docket-4192-an-act-reducing-emissions-from-artificial-intelligence/2617312/>

ます。このような個別 AI 規制法は、各分野の具体的リスクに対応したピンポイント規制として急速に整備されつつあり、今後も各州での立法活動が活発化すると予想されます。これまで個別 AI 規制法案が成立した割合は比較的低いため、今後個別 AI 規制法案は成立する見通しは必ずしも明らかではありませんが、企業活動や生活に与える影響が重大となるものも含まれていることから引き続き注視が必要になります。

4. プライバシー法改正による AI 規制

上記の個別 AI 規制法の立法に加えて、プライバシー法の改正や拡張を通じた AI 規制のアプローチも進展しています。このアプローチは既存の法的枠組みを活用できる点で効率的であり、特にカリフォルニア州が先導的役割を果たしています。カリフォルニア州では 2024 年 9 月 28 日、ニューサム知事がカリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）を改正する 2 つの法案（AB 1008⁵⁶及び SB 1223⁵⁷）に署名し、2025 年 1 月 1 日から施行されました。AB 1008 は「個人情報」の定義を明確化ないし拡大し、物理形式又はデジタル形式の個人情報に加えて、「個人情報を出力できる人工知能システム」等抽象的デジタル形式（abstract digital formats）で保持されている個人情報も保護対象としています。また、SB 1223 は「機微な個人情報」の定義を拡大し、「消費者の神経データ」を含めることで、脳波データや神経活動の測定値等 AI システムが処理・保存するセンシティブな生体情報も保護対象となりました。コロラド州も同様にプライバシー法を改正し⁵⁸、神経データを含む生体データをセンシティブ情報に含めています。

カリフォルニア州プライバシー保護局（CPPA）は 2024 年 11 月 8 日に、自動意思決定技術（ADMT）に関する規則案を正式な規則制定プロセスに進め、11 月 22 日に正式提案しました⁵⁹。この規則案には、企業に対する①個人情報の販売・共有や重要な決定（significant decision）のための ADMT 使用等に関するリスク評価義務、②カリフォルニア州居住者に対する ADMT 使用に関するオプトアウト権の付与、③ADMT の利用目的や仕組み等に関する詳細な情報開示の義務が含まれています。当初は 2025 年 4 月 1 日の発効が見込まれていましたが、2025 年 4 月 4 日の CPPA 理事会では定義の変更や企業負担の軽減等が検討され、規則の最終化と発効は当初予定より遅れる見通しです。CPPA は 2025 年 11 月 22 日までに新規則をカリフォルニア州行政法務所に提出する必要があります。このように、包括的 AI 法が不成立でもプライバシー規制を通じたアルゴリズム管理を強化する方針が示されています。

2025 年には、デラウェア州、アイオワ州等 8 つの州で新たに包括的プライバシー法が施行され、包括的プライバシー法を有する州が 16 州に拡大します。これらの法律もプロファイリングへのオプトアウト権やハイリスク処理の評価義務を含んでおり、特にニュージャージー州では未成年者へのプロファイリングに同意要件を課す等、保護を強化しています。プライバシー法を通じた AI 規制は、新たな立法よりも政治的ハードルが低く実効性も高いことから、州による重要な規制アプローチとして今後も発展が予想されます。

今後の展望

これまで概観したとおり、米国では AI 規制において連邦と州レベルで方向性やアプローチが大きく異なっています。連邦レベルではトランプ政権下で「米国の AI 分野での優位性（dominance）の維持・強化」という政策目標が明確に打ち出され、イノベーション促進と規制障壁の排除が重視されています。一方、州レベルでは消費者保護や透明性確保の観点から個別 AI 規制法の制定が急速に進んでおり、特にカリフォルニア州やコロラド州が先導的役割を果たしています。また、FTC や州司法長官はプライバシーやサイバーセキュリティ分野での豊富な執行実績と確立された法的枠組みを持ち、これらの経験と権限を AI 関連の欺瞞的・不公正取引にも適用しています。これらの規制執行メカニズムは日本とは大きく異なるため、米国市場で事業展開する日本企業にとっては特に注意が必要です。

国家安全保障の観点からは、DeepSeek や Manus といった中国企業の高性能 AI モデルや AI エージェントの台

⁵⁶ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB1008

⁵⁷ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB1223

⁵⁸ <https://leg.colorado.gov/bills/hb24-1058>

⁵⁹ https://cppa.ca.gov/regulations/ccpa_updates.html

頭を受け、米国の競争力確保と安全保障への配慮が政策課題として顕在化しています。近時の報道によれば、連邦政府機関や複数の州政府において、中国製 AI ツールの政府機器での使用禁止や州ネットワークからの排除といった措置が取られ始めており、かつての TikTok 規制と同様のパターンで AI 分野においても中国発サービスへの警戒が広がっています。

AI 関連技術について日々ブレイクスルーが生じていることや、米中をはじめとする国際情勢の変化、トランプ政権による米国の政策がめまぐるしく動いている状況により、米国の AI 政策・規制の将来像については不確実性が高い状況にあります。このような状況においては、連邦レベルでの規制緩和傾向と州レベルでの個別規制の増加という二極化した動き、プライバシー法改正を通じた AI 規制アプローチの発展等の大きな構造を把握しつつ、ビジネス上のインパクトを生じうる領域やテーマについて継続的に立法や執行の動向をフォローしていくことが重要であると思われます。

2025 年 4 月 18 日

[執筆者]

**殿村 桂司**（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

TMT（Technology, Media and Telecoms）分野を中心に、M&A・戦略的提携、ライセンス・共同開発その他の知財関連取引、テクノロジー関連法務、ベンチャー投資・スタートアップ法務、デジタルメディア・エンタテインメント、ゲーム、テレコム、宇宙、個人情報・データプロテクション、ガバナンス等企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

2018 年～2019 年 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」検討会作業部会構成員。2024 年～内閣府「AI 制度研究会」構成員、経済産業省「AI 利活用に伴う契約時の留意事項検討会」委員

日本経済新聞社の 2024 年「企業法務税務・弁護士調査」の AI・テック・データ分野にて第 1 位に選出。国際的にも ALB の Asia Super 50 TMT Lawyers 2024 のほか、Chambers Asia-Pacific、Legal 500 Asia Pacific 等の国際的な評価媒体においても日本の TMT 分野等で Band 1 等に選出されている。

**松崎 由晃**（弁護士）

yoshiteru_matsuzaki@noandt.com

システム開発やソフトウェアライセンス取引等の伝統的な IT 取引、AI サービス、自動運転、MaaS、デジタルプラットフォームに関する法律問題への助言やサイバーセキュリティを含むテクノロジー関連法務、スタートアップ法務、テレコム等企業法務全般に関するアドバイスを提供している。2006 年東京藝術大学美術学部卒業、2009 年上智大学法科大学院修了、2011 年～2017 年日本アイ・ビー・エム株式会社勤務。2017 年長島・大野・常松法律事務所入所。2023 年 University of California, Berkeley, School of Law 卒業（LL.M., Law & Technology Certificate and Business Law Certificate）

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]



殿村 桂司（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

企業買収（M&A）取引・知財関連取引を中心に企業法務全般に関するアドバイスを提供している。TMT 業界の案件にも幅広い経験を有しているほか、シェアリング・エコノミー、Fintech、IoT、AI などテクノロジーの発展が生み出す新しい事業分野の案件も数多く取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600 名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

（*提携事務所）

NO&T Technology Law Update 〜テクノロジー法ニュースレター〜の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_technology/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-technology@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。